

○ 多面的機能支払交付金実施要綱(平成 26 年4月1日付け 25 農振第 2254 号農林水産事務次官依命通知)一部改正新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

改 正 後	現 行
第 1 ～ 第 7 (略)	第 1 ～ 第 7 (略)

附 則(平成 31 年3月 29 日付け 30 農振第 3280 号)

1 本要綱は、平成 31 年4月1日から施行する。

2 本要綱に基づき平成 30 年度までに事業計画の認定を受けた対象組織にあっては、当該事業計画に定める活動期間内における交付金の算定については、事業計画認定時の算定方法及び交付単価によるものとする。

改 正 後	現 行
<p>(別紙 1)</p> <p style="text-align: center;">農地維持支払交付金に係る事業の実施方法</p> <p>第 1 ～ 第 9 (略)</p> <p>(別紙 2)</p> <p style="text-align: center;">資源向上支払交付金に係る事業の実施方法</p> <p>第 1 (略)</p> <p>第 2 対象組織 資源向上支払交付金の対象組織は、次に掲げるものとする。 1・2 (略)</p> <p>[削る]</p> <p><u>3</u> 第 4 の <u>3</u> に掲げる組織の広域化・体制強化の対象組織は、活動組織及び広域活動組織とする。</p> <p>第 3 対象農用地 資源向上支払交付金の算定の対象は、対象組織が農用地、水路、農道等の地域資源の保全管理を行う区域に存し、資源向上活動(共同)及び資源向上活動(長寿命化)の効果が</p>	<p>(別紙 1)</p> <p style="text-align: center;">農地維持支払交付金に係る事業の実施方法</p> <p>第 1 ～ 第 9 (略)</p> <p>(別紙 2)</p> <p style="text-align: center;">資源向上支払交付金に係る事業の実施方法</p> <p>第 1 (略)</p> <p>第 2 対象組織 資源向上支払交付金の対象組織は、次に掲げるものとする。 1・2 (略)</p> <p><u>3</u> 第 4 の <u>3</u> に掲げる地域資源保全プランの策定の対象組織は、広域活動組織とする。</p> <p><u>4</u> 第 4 の <u>4</u> に掲げる組織の広域化・体制強化の対象組織は、活動組織及び広域活動組織とする。</p> <p>第 3 対象農用地 資源向上支払交付金の算定の対象は、対象組織が農用地、水路、農道等の地域資源の保全管理を行う区域に存し、資源向上活動(共同)及び資源向上活動(長寿命化)の効果が</p>

改 正 後	現 行
<p>発揮される一団の農用地であり、以下に掲げるもの（以下「対象農用地」という。）とする。</p> <p><u>1 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第3条第1号に規定する農用地であって、同法第8条第2項第1号に規定する農用地区域内に存するもの。</u></p> <p><u>2 多面的機能の発揮の観点から対象農用地とすることが特に必要な農用地として、都道府県知事が別紙3の第1の3に規定する要綱基本方針において定める農用地</u></p> <p><b>第4 対象活動</b>  資源向上支払交付金の対象となる活動は、以下に掲げる取組とする。</p> <p>1 （略）</p> <p>2 施設の長寿命化のための活動  水路・農道等施設の補修・更新等を行うことにより長寿命化を図るものであって、第5の2に定める活動計画に基づくものであり、かつ、次に掲げる要件を満たすものをいう。</p> <p>（1）対象組織の資源向上活動（長寿命化）の対象とする施設・活動が、農村振興局長が別に定めるところにより都道府県知事が策定する<u>地域活動指針及び同指針において定められた要件を満たす</u>ものであること。</p> <p>（2）（略）</p> <p>（3）（1）及び（2）の規定にかかわらず、甚大な自然災害により、対象とする施設・活動が（1）の都道府県知事が策定する<u>地域活動指針</u>に基づくものであることが困難な場合及び対象組織が（2）の要件を満たすことが困難な場合には、市町村長は、都道府県知事と協議の上、都道府県知事を通じて、農村振興局長が別に定めるところにより地方農政局長等の承認を受け、当該対象組織の活動内容の特例を設けることができる。</p> <p>[削る]</p> <p><u>3 組織の広域化・体制強化</u> （略）</p> <p><b>第5 対象組織の活動の実施等</b>  市町村長が資源向上支払交付金を交付する対象組織の活動の実施等に関しては、次に定めるとおりとする。</p> <p>1～3 （略）</p>	<p>発揮される一団の農用地（農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第3条第1号に規定する農用地であって、同法第8条第2項第1号に規定する農用地区域内に存するものをいう。以下「対象農用地」という。）とする。</p> <p>[新設]</p> <p><b>第4 対象活動</b>  資源向上支払交付金の対象となる活動は、以下に掲げる取組とする。</p> <p>1 （略）</p> <p>2 施設の長寿命化のための活動  水路・農道等施設の補修・更新等を行うことにより長寿命化を図るものであって、第5の2に定める活動計画に基づくものであり、かつ、次に掲げる要件を満たすものをいう。</p> <p>（1）対象組織の資源向上活動（長寿命化）の対象とする施設・活動が、農村振興局長が別に定める<u>対象施設・対象活動に関する国の指針に従い</u>都道府県知事が策定する<u>対象施設・対象活動に関する指針に基づく</u>ものであること。</p> <p>（2）（略）</p> <p>（3）（1）及び（2）の規定にかかわらず、甚大な自然災害により、対象とする施設・活動が（1）の都道府県知事が策定する<u>対象施設・対象活動に関する指針</u>に基づくものであることが困難な場合及び対象組織が（2）の要件を満たすことが困難な場合には、市町村長は、都道府県知事と協議の上、都道府県知事を通じて、農村振興局長が別に定めるところにより地方農政局長等の承認を受け、当該対象組織の活動内容の特例を設けることができる。</p> <p><u>3 地域資源保全プランの策定</u>  <u>広域活動組織が管理する水路・農道等施設のリスク管理及び施設のより安定的な機能維持のため、施設の機能保全のサポート体制の整備等を図るための計画策定であって、農村振興局長が別に定めるところにより行うものをいう。</u></p> <p><u>4 組織の広域化・体制強化</u> （略）</p> <p><b>第5 対象組織の活動の実施等</b>  市町村長が資源向上支払交付金を交付する対象組織の活動の実施等に関しては、次に定めるとおりとする。</p> <p>1～3 （略）</p>

改 正 後	現 行
<p><u>4 長寿命化整備計画</u>  <u>資源向上活動（長寿命化）を実施しようとする対象組織は、国が定める活動要件に加えて都道府県知事が策定する地域活動指針において定められた要件に該当する活動を実施する場合には、当該活動について長寿命化整備計画書を作成し、これを事業計画書に添付し、市町村長の認定を受けるものとする。</u></p> <p><u>5 事業計画の認定</u>  (1) 対象組織の代表者は、資源向上支払交付金に係る事業を実施しようとするときは、1に定める事業計画書と併せて以下に掲げるものを市町村長に提出するものとする。  ア～エ (略)  <u>オ 4に該当する対象組織にあっては、4に定める長寿命化整備計画書</u>  (2) (略)  <u>(3) 市町村長は、対象組織の代表者から(1)のオにより提出された長寿命化整備計画書に定められた活動について、都道府県知事が策定する地域活動指針において定められた要件のうち、都道府県知事との協議を求める要件に該当する場合には、当該活動の内容について都道府県知事と協議し、その同意を得なければならない。</u>  (4) 市町村長は、事業計画を認定したときは、遅滞なく、当該認定に係る事業計画の概要を公表するものとする。  (5) 法第7条第3項に規定する都道府県営土地改良事業によって生じた土地改良施設について資源向上活動を実施するため、事業計画に当該土地改良施設についての管理に関する事項を記載しようとするときは、当該事項について都道府県知事(当該土地改良施設を土地改良区等が管理している場合にあっては、当該土地改良区等を含む。)の同意を得なければならない。</p> <p><u>6 事業計画の変更</u>  (1) 対象組織は、5により認定された内容について、次に定める事項の変更が生じた場合には、5の手に準じて、市町村長の認定を受けるものとし、その他の事項の変更については、市町村長へ<u>の</u>届出を行うものとする。  ア～オ (略)  (2) <u>対象組織は、4に定める長寿命化整備計画書について、次に定める事項の変更が生じた場合には、(1)にかかわらず、変更内容を記載した長寿命化整備計画書を市町村長に提出して市町村長の認定を受けるものとし、その他の事項については、市町村長への届出を行うものとする。</u>  <u>ア 国が定める活動要件に加えて都道府県知事が策定する地域活動指針において定められた要件に該当する活動の追加</u></p>	<p>[新設]</p> <p><u>4 事業計画の認定</u>  (1) 対象組織の代表者は、資源向上支払交付金に係る事業を実施しようとするときは、1に定める事業計画書と併せて以下に掲げるものを市町村長に提出するものとする。  ア～エ (略)  [新設]  (2) (略)  [新設]</p> <p>(3) 市町村長は、事業計画を認定したときは、遅滞なく、当該認定に係る事業計画の概要を公表するものとする。  (4) 法第7条第3項に規定する都道府県営土地改良事業によって生じた土地改良施設について資源向上活動を実施するため、事業計画に当該土地改良施設についての管理に関する事項を記載しようとするときは、当該事項について都道府県知事(当該土地改良施設を土地改良区等が管理している場合にあっては、当該土地改良区等を含む。)の同意を得なければならない。</p> <p><u>5 事業計画の変更</u>  (1) 対象組織は、4により認定された内容について、次に定める事項の変更が生じた場合には、4の手に準じて、市町村長の認定を受けるものとし、その他の事項の変更については、市町村長へ届出を行うものとする。  ア～オ (略)  [新設]</p>

改 正 後	現 行
<p><u>イ 工事1件当たり概算事業費の3割以上の増</u></p> <p>(3) 市町村長又は推進組織の長は、対象組織から事業計画の変更認定について申請があった場合には、変更内容を審査するものとする。市町村長は、審査の結果に基づき、変更内容が適当であると認めるときは、事業計画の変更の認定をし、速やかにその旨を対象組織の代表者に通知するものとする。</p> <p><u>(4) 市町村長は、(2)により対象組織から長寿命化整備計画の変更認定について申請があった場合には、5の(3)の手續に準じて都道府県知事の同意を得るものとする。</u></p> <p>(5) 市町村長は、事業計画の変更を認定したときには、遅滞なく、当該認定に係る事業計画の概要を公表するものとする。</p> <p><u>7 活動の実施</u> (1)・(2) (略)</p> <p><u>8 実施状況の報告</u> (1)・(2) (略)</p> <p><u>9 実施状況の確認</u> (略)</p> <p><b>第6 資源向上支払交付金の算定</b></p> <p>1 (略)</p> <p>2 交付単価 第4の1から3までに掲げる対象活動に対する資源向上支払交付金の額は、次の(1)から(3)までに規定するとおりとする。</p> <p>(1) 地域資源の質的向上を図る共同活動 資源向上活動(共同)の実施に必要な交付金の交付単価は、次のアからウに定めるとおりとする。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 継続地区の交付単価 法に基づき市町村長から認定を受けた事業計画において対象となる資源として位置付けて資源向上活動(共同)を5年間以上実施した農用地及び資源向上活動(長寿命化)の対象農用地については、ア及びウに掲げる表中の①に0.75を乗じて得た額を交付単価とし、その際の国の助成は、②に0.75を乗じて得た額とする。</p>	<p>(2) 市町村長又は推進組織の長は、対象組織より事業計画の変更認定について申請があった場合に<u>あっては</u>、変更内容を審査するものとする。市町村長は審査の結果に基づき、変更内容が適当であると認めるときは、事業計画の変更の認定をし、速やかにその旨を対象組織の代表者に通知するものとする。</p> <p>[新設]</p> <p>(3) 市町村長は、事業計画の変更を認定したときには、遅滞なく、当該認定に係る事業計画の概要を公表するものとする。</p> <p><u>6 活動の実施</u> (1)・(2) (略)</p> <p><u>7 実施状況の報告</u> (1)・(2) (略)</p> <p><u>8 実施状況の確認</u> (略)</p> <p><b>第6 資源向上支払交付金の算定</b></p> <p>1 (略)</p> <p>2 交付単価 第4の1から4までに掲げる対象活動に対する資源向上支払交付金の額は、次の(1)から(4)までに規定するとおりとする。</p> <p>(1) 地域資源の質的向上を図る共同活動 資源向上活動(共同)の実施に必要な交付金の交付単価は、次のア及びイに定めるとおりとする。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 継続地区の交付単価 <u>交付金旧24要綱又はこの要綱に基づき、平成26年度以前に市町村から認定若しくは市町村と締結した協定又は</u>法に基づき市町村長から認定を受けた事業計画において対象となる資源として位置付けて共同活動又は資源向上活動(共同)を5年間以上実施した農用地及び資源向上活動(長寿命化)の対象農用地については、アに掲げる表中の①に0.75を乗じて得た額を交付単価とし、その際の国の助成は、</p>

改 正 後

現 行

ウ 加算単価

a 多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援

多面的機能の増進を図る活動に取り組んでいる対象組織が、事業計画に定める活動期間中に、農村振興局長が別に定める多面的機能の増進を図る活動の取組から新たに取組を選択し、1取組以上追加する場合又は新たに設立する対象組織及び多面的機能の増進を図る活動に取り組んでいない対象組織が、事業計画に定める活動期間中に農村振興局長が別に定める多面的機能の増進を図る活動の取組（ただし、広報活動を除く。）から2取組以上選択して取り組む場合に、当該活動期間中に限り加算できる交付単価は、次に掲げる表中の①の欄に定めるとおりとする。このうち、国の助成は、同表中の②の欄に定めるとおりとする。

地 目	区 分	①資源向上活動（共同）の10 アール当たりの交付単価	②①のうち国の助成
田	都府県	400円	200円
	北海道	320円	160円
畑	都府県	240円	120円
	北海道	80円	40円
草地	都府県	40円	20円
	北海道	20円	10円

b 農村協働力の深化に向けた活動への支援

aの支援を受ける対象組織であって、構成員のうち農業者以外の者が4割以上を占め、かつ、当該対象組織の活動に参加する構成員の個人及び団体を構成する者の合計のうち8割以上が参加する実践活動を毎年度行う場合に、当該活動期間中に限りaの表中の単価に更に加算できる交付単価は、次に掲げる表中の①の欄に定めるとおりとする。このうち、国の助成は、同表中の②の欄に定めるとおりとする。

②に0.75を乗じて得た額とする。  
[新設]

改 正 後

現 行

地 目	区 分	①資源向上活動（共同）の10 アール当たりの交付単価	②①のうち国の助成
田	都府県	400円	200円
	北海道	320円	160円
畑	都府県	240円	120円
	北海道	80円	40円
草地	都府県	40円	20円
	北海道	20円	10円

エ 都道府県知事による交付単価の変更

都道府県知事は、地域の実情に応じて、ア及びウの表の①の欄に掲げる交付単価に0.5を乗じて得た額以上であり、かつ、当該交付単価（イに該当する農用地に係るものにあつては、当該交付単価に0.75を乗じて得た額）を超えない範囲内で、別紙3の第1の3により資源向上支払交付金の交付単価を設定することができる。この場合において、当該設定した交付単価に係る国の助成は、当該設定した交付単価に0.5を乗じて得た額とする。

オ 多面的機能の増進を図る活動の取扱い

ア、イ及びビエのいずれにおいても、多面的機能の増進を図る活動に取り組まない場合には、当該支払の交付単価に5/6を乗じた額を交付単価とする。

(2) (略)

[削る]

ウ 都道府県知事による交付単価の変更

都道府県知事は、地域の実情に応じて、アの表の①の欄に掲げる交付単価に0.5を乗じて得た額以上であり、かつ、当該交付単価（イに該当する農用地に係るものにあつては、当該交付単価に0.75を乗じて得た額）を超えない範囲内で、別紙3の第1の3により資源向上支払交付金の交付単価を設定することができる。この場合において、当該設定した交付単価に係る国の助成は、当該設定した交付単価に0.5を乗じて得た額とする。

エ 多面的機能の増進を図る活動の取扱い

アからウのいずれにおいても、多面的機能の増進を図る活動に取り組まない場合には、当該支払の交付単価に5/6を乗じた額を交付単価とする。

(2) (略)

(3) 地域資源保全プランの策定

広域活動組織への地域資源保全プランの策定に対する交付額は、次に掲げる表中の①の欄に定めるとおりとする。また、このうち国の助成による交付額は、同表中の②の欄に定めるとおりとする。

改正後

[削る]

(3) 組織の広域化・体制強化

対象組織の組織の広域化・体制強化に対する支援として当該活動期間中に限り交付できる額は、次に掲げる表中の①の欄に定めるとおりとする。また、このうち国の助成による交付額は、同表中の②の欄に定めるとおりとする。

区 分		① 1組織当たりの交付額	②①のうち国の助成
都府県	3集落以上又は50ha以上200ha未満	4万円	2万円
北海道	3集落以上又は1,500ha以上3,000ha未満		
都府県	200ha以上1,000ha未満又は特定非営利活動法人	8万円	4万円
北海道	3,000ha以上15,000ha未満又は特定非営利活動法人		
都府県	1,000ha以上	16万円	8万円
北海道	15,000ha以上		

第7 (略)

第8 事業の実績等の報告

1 (略)

2 実施状況の報告

(1) 市町村長は第5の9に規定する実施状況の確認結果について、必要に応じて対象組織に通知するものとする。

(2) ・ (3) (略)

現 行

区 分	①地域資源保全プランの策定に対する交付金の1組織当たりの交付額	②①のうち国の助成
地域資源保全プランの策定	50万円	25万円

(4) 組織の広域化・体制強化

対象組織への組織の広域化・体制強化に対する交付額は、次に掲げる表中の①の欄に定めるとおりとする。また、このうち国の助成による交付額は、同表中の②の欄に定めるとおりとする。

区 分	①組織の広域化・体制強化に対する設立される1組織当たりの交付額	②①のうち国の助成
組織の広域化・体制強化	40万円	20万円

第7 (略)

第8 事業の実績等の報告

1 (略)

2 実施状況の報告

(1) 市町村長は第5の7に規定する実施状況の確認結果について、必要に応じて対象組織に通知するものとする。

(2) ・ (3) (略)

改 正 後	現 行
<p>第 9 (略)</p> <p>(別紙 3)</p> <p style="text-align: center;">多面的機能支払交付金に係る基本方針等の策定</p> <p>第 1 基本方針及び促進計画の策定</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 要綱基本方針の策定</p> <p>(1) 本交付金を活用して地域の取組を推進しようとする都道府県知事は、管内の市町村長等と協議の上、本交付金による取組の円滑な実施を図るために、次に掲げる事項を内容とする要綱基本方針を策定するものとする。</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 資源向上支払交付金に関する事項</p> <p style="margin-left: 20px;">a <u>地域活動指針の策定及び同指針に基づき定める要件の設定</u></p> <p style="margin-left: 20px;">b <u>交付単価</u></p> <p style="margin-left: 20px;">c <u>交付金の算定の対象とする農用地</u></p> <p style="margin-left: 20px;">[削る]</p> <p style="margin-left: 20px;"><u>エ</u> 広域協定の規模</p> <p style="margin-left: 20px;"><u>オ</u> 地域の推進体制</p> <p style="margin-left: 20px;"><u>カ</u> その他</p> <p>(2) 都道府県知事は、要綱基本方針を策定し、又は変更しようとするときは、当該基本方針のうち (1) のイ<u>からオ</u> (地域の推進体制を構成する関係団体の役割分担に関する事項に限る。)に関する事項について、地方農政局長等の同意を得るものとする。</p> <p>(3) (略)</p> <p>第 2 (略)</p> <p>(別紙 4)</p> <p style="text-align: center;">推進組織</p> <p>第 1～第 3 (略)</p>	<p>第 9 (略)</p> <p>(別紙 3)</p> <p style="text-align: center;">多面的機能支払交付金に係る基本方針等の策定</p> <p>第 1 基本方針及び促進計画の策定</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 要綱基本方針の策定</p> <p>(1) 本交付金を活用して地域の取組を推進しようとする都道府県知事は、管内の市町村長等と協議の上、本交付金による取組の円滑な実施を図るために、次に掲げる事項を内容とする要綱基本方針を策定するものとする。</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 資源向上支払交付金に関する事項</p> <p style="margin-left: 20px;">a <u>地域資源の質的向上を図る共同活動に関する事項</u></p> <p style="margin-left: 20px;">b <u>施設の長寿命化のための活動に関する事項</u></p> <p style="margin-left: 20px;">c 広域協定の規模</p> <p style="margin-left: 20px;"><u>エ</u> 地域の推進体制</p> <p style="margin-left: 20px;"><u>オ</u> その他</p> <p>(2) 都道府県知事は、要綱基本方針を策定し、又は変更しようとするときは、当該基本方針のうち (1) のイ<u>、ウ及びエ</u> (地域の推進体制を構成する関係団体の役割分担に関する事項に限る。)に関する事項について、地方農政局長等の同意を得るものとする。</p> <p>(3) (略)</p> <p>第 2 (略)</p> <p>(別紙 4)</p> <p style="text-align: center;">推進組織</p> <p>第 1～第 3 (略)</p>

改 正 後	現 行
<p>(別紙5)</p> <p style="text-align: center;">広域活動組織</p> <p>第1～第6 (略)</p> <p>第7 広域活動組織の業務</p> <p>広域活動組織は、協定の対象区域内において、次に掲げる業務を実施することができる。</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 農村振興局長が別に定める事業を活用した農地の区画拡大・汎用化等を図る事業、小水力等発電の導入等の地域のエネルギー資源の活用を図る事業、<u>都市と農山漁村の共生・対流を図る事業並びに農業水利施設の機能の安定的な発揮に必要な機動的かつ効率的な長寿命化対策及び防災減災対策を行う事業</u></p> <p>(別紙6)</p> <p style="text-align: center;">活動組織</p> <p>第1～第4 (略)</p>	<p>(別紙5)</p> <p style="text-align: center;">広域活動組織</p> <p>第1～第6 (略)</p> <p>第7 広域活動組織の業務</p> <p>広域活動組織は、協定の対象区域内において、次に掲げる業務を実施することができる。</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 農村振興局長が別に定める事業を活用した農地の区画拡大・汎用化等を図る事業、小水力等発電の導入等の地域のエネルギー資源の活用を図る事業<u>及び</u>都市と農山漁村の共生・対流を図る事業</p> <p>(別紙6)</p> <p style="text-align: center;">活動組織</p> <p>第1～第4 (略)</p>